

【資料 I】

外国のホットライン等調査報告書

# 目 次

## 第 1 民間ホットライン

米国 NCMEC .....	1
英国 IWF .....	8
アイルランド IAB と ISPAI .....	16
フランス AFA .....	24
ドイツ Jugendschutz.net .....	30

## 第 2 外国の警察機関

英国 NCIS .....	41
ドイツ BKA .....	45

# 第1 民間ホットライン

## 米国 NCMEC

訪問日時：2002年6月25日 午後2時～4時

訪問先： NCMEC (National Center for Missing and Exploited Children)  
699 Prince Street, Alexandria, VA 22314-3175

面会者： ルーベン・D・ロドリゲス・ジュニア氏、児童搾取班ディレクター  
(Mr. Ruben D. Rodriguez Jr., Director, Exploited Child Unit)

ケリー・バーク氏、児童搾取班シニア・アナリスト

(Ms. Kelly Burke, Senior Analyst, Exploited Child Unit)

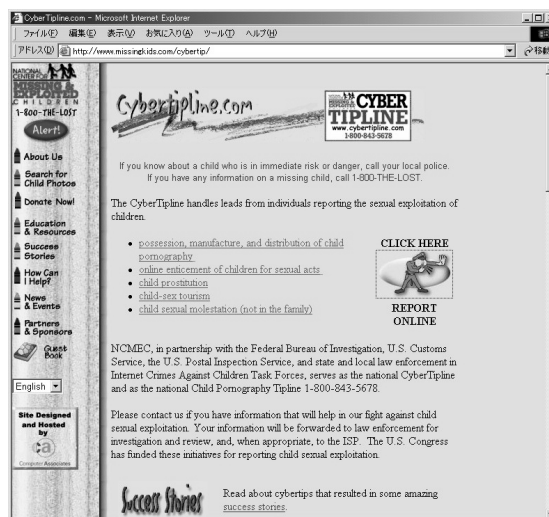
概要： はじめに、児童に対する性的搾取に関する通報を受け付けるためのホットラインであるホームページ「CyberTipline」についてケリー・バーク氏によるデモンストレーションおよび説明を受けた。そのあと、児童搾取班の運営体制（予算、人員等）、通報の受けと振分けの手順、その他の機関との連携、データベースその他のシステム等について、質疑応答を行った。

詳細：

### 1. 「Cyber Tipline」ホームページによる通報受付

(ケリー・バーク氏によるデモおよび説明)

- NCMEC 児童搾取班では、児童に対する性的搾取に関する通報を「CyberTipline (<http://www.missingkids.com/cybertip/>)」と名付けられたホームページ上で受け付けている。受付通報内容は、以下の5種類である。
  - ・ 児童ポルノ画像の所持・製造・頒布 (possession, manufacture, and distribution of child pornography)
  - ・ 性的行為を目的としたオンライン上での児童の誘惑 (online enticement of children for sexual acts)
  - ・ 児童買春 (child prostitution)
  - ・ 児童セックス旅行 (child-sex tourism)
  - ・ 児童に対する性的虐待 (家族によるもの以外) (child sexual molestation (not in the family))
- CyberTipline ホームページに設けられた通報受付ページでは、通報者は以下の情報の入力を求められるので、可能な範囲で入力する。



- ・ 通報者情報

通報日時、通報内容（上記 5 つの通報内容から 1 つ選ぶ）、氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、児童との関係

- ・ インターネット情報（児童ポルノ画像またはオンライン上での児童の誘惑を通報した場合）

インターネットにアクセスした日時、利用インターネット・サービスの種類（チャット、電子メール、ウェブサイト等）、URL やチャットルームの名前等の情報

- ・ 犠牲となった児童に関する情報（通報が可能・適切である場合）

氏名、住所、電子メールアドレス、誕生日、推定年齢

- ・ 疑わしい人物に関する情報（通報が可能・適切である場合）

氏名、住所、推定年齢、電子メールアドレス、スクリーンネームまたはユーザーネーム等

- ・ 警察当局に関する情報

すでに警察に届け出しているか否か、届け出ている場合はその警察署の名前、担当警察官の氏名、電話番号

- ・ その他の情報

- CyberTipline は創設から 4 年経つ。年平均およそ 17,000（2001 年は 24,479 件）の通報を、世界中から受け取っている。
- 入力された情報は、セキュア・サーバ内のデータベースに蓄積される。入力された情報の内容を、専門のアナリストが毎日チェックする。通報情報に記載されたウェブサイトはすべて訪れ、掲載コンテンツをチェックする。たとえば、児童ポルノ画像の通報の場合、URL がわかっていたらそのサイトを訪れ、直接掲載コンテンツを確認する。児童ポルノ画像を発見したら、どこにどのような画像が掲載されているかについての詳細情報を文章でデータベースに入力する。さらに、画像をポストしたと思われる疑わしい人物の手がかりも探す。情報を検索する場合は、インターネット、警察その他法的機関のデータベース、および商用データベース等を利用する（商用データベース利用料は寄付）。
- 通報された内容から、犠牲となっている児童が危険な状態にあると判断されたら、すぐに管轄の法的執行機関に連絡する。
- CyberTipline を通じて蓄積された、データベース内すべての情報に、FBI、税関局（U.S. Custom Service）および郵便捜査局（U.S. Postal Inspection Service）の 3 つの連邦政府機関がリアルタイムでアクセスできる。データベースにアクセスし、情報をレビューしたら、どの機関がどの情報をレビューしたかのチェックマークを付けるようになっている。チェックマークを手入力すると、自動的にレビュー日時のタイムスタンプが入る。いったんチェックされると、その後は変更できない。
- NCMEC および、FBI、税関局、郵便捜査局は、どの機関がどのケースに対してレビューしたか、アクションをとったかどうかなどを画面上で確認できる。しかし、各機関によって入力

されたデータを変更することは一切できない。

- NCMEC の児童搾取班は上記 3 機関のために、通報情報をスクリーニングし、付加価値情報を追加する役割を担っている。
- 地方警察には、必要に応じて NCMEC から直接連絡する。地方警察官は、NCMEC のデータベースにはアクセスできない。また、国外のケースであった場合は、直接海外の法執行機関に NCMEC から連絡する。
- ISP からの通報受付専用サイトを設け、ISP からのレポートも受け付けている。1999 年に法律が制定され、ISP は児童ポルノ画像を発見したら通報する義務があるとされた。そして、法を遵守しなかった場合は、1 画像につき 1 日 5,000 ドルの罰金を課せられる。しかし、詳細規定 (rules) は司法省によってまだ定められていない。
- ISP は、ユーザーネームとパスワードによって、通報受付専用サイトにアクセスする。専用サイトでは、児童や被疑者に関する情報のほか、児童ポルノ画像やチャットルームなどでの会話のログ、その他の関連情報をアップロードできる仕組みになっている。
- Yahoo!、MSN、AOL からの通報情報は、NCMEC のデータベースにバッチ処理でデータ入力できる仕組みとなっている。これにより、コンピュータ同士で自動的に入力が行われるので、時間のかかるデータ入力を手作業で行う必要はない。
- 全米におよそ 7,000~8,000 あるといわれている ISP のうち、Yahoo!、MSN、AOL などの大手 ISP を含む 93 の ISP から、1 週間に約 500~700 件のレポートを受けている。これは控えめに見た数字であり、今後もっと増加するだろう。

## 2. 質疑応答

### 2. 1 児童搾取班の運営について

- 予算
  - ・ NCMEC の行方不明児童 (missing children) に対する活動予算は司法省から出ているが、児童搾取班の運営予算は財務省から出ている。年間予算額はおよそ 200~300 万ドルで、それらの予算内でスタッフの給料、コンピュータ・システム、トレーニング、旅費等をまかなっている。
  - ・ 児童搾取班は、必要があれば司法省や民間セクターから追加的な予算を得ることができるが、現在のところは財務省からの予算で十分運営可能である。児童搾取班の規模は急速に拡大しているが、この班の拡大に伴ってさらに予算が必要となれば、議会の承認を得て予算規模を拡大することができる。
- 人員
  - ・ 現在の総人員は 20 人である (児童搾取班 14 人+連邦政府機関からの出向 6 人)。  
児童搾取班には、ロドリゲス氏、プログラム・マネジャー、および 12 人のアナリストがいる。来月から 2 人、新しい人員がくる (合計 14 人)。その後の 3 ヶ月以内にさらに 2 人、新たに雇う予定である (ロドリゲス氏は、児童搾取班のために最大 18 人まで雇うことができる)。  
連邦政府機関からの出向者は、FBI から 1 人、税関局から 1 人、郵便捜査局から 1 人、シー

クレジットサービスから 3 人（うち 2 人はニューヨーク勤務、残り 1 人はパートタイム）の合計 6 人である。今後 90 日以内に FBI からさらに 3 人フルタイムで雇う予定である。

○ 根拠法

- ・ 前述したように、ISP は児童ポルノ画像の通報義務を法律によって課せられている。しかし、法律は詳細規定なしに制定された。そのため、いつ、どのように、何のコンテンツをレポートしてよいか明確になっていない。現在 NCMEC にレポートしている 93 の ISP は、テキストによるレポートに画像を添付している。どのようにレポートすべきかの規定は現在ないが、これらの ISP は、テキストによるレポートおよび画像添付の形式がよいだろうと考え、自主的にこのような形でレポートしている。NCMEC にレポートしていない多くの ISP は、詳細規定が定められるまではレポートできないとしている。司法省は実際、規定作成に 2 年遅れているが、われわれは規定策定を待たずに、自発的にレポートしたいというどの ISP とも一緒に活動している。司法省がいつ詳細規定を定めるかは现阶段でははっきりしない。先週、司法省にいつ規定が定められるのか聞いたところ、あと半年から 1 年必要であるとのことだった。

## 2. 2 通報の受付と振分けの手順

○ 通報の受付方法

- ・ 通報は、原則的にウェブサイトのフォームで通報するよう推奨している。電子メールでは受け付けていない。しかし、すべての人がコンピュータによって通報できるわけではないので、電話でも受け付けている。電話で受け付けた場合は、電話オペレータが通報者の代わりに CyberTipline のフォームに情報を入力する。現在のところ、ほとんどの情報はインターネットを介して寄せられている。

○ 通報の振分け

- ・ ウェブフォームで受け付けた情報には、優先順位が付けられ、リストが作成される。優先順位 1 にリストされるのは、誰かと会ってどこかに一緒に行ってしまったなど、すぐに捜査が必要な子供のケースである。優先順位 2 にリストされるのは、どこかに行く可能性がある子供のケース、優先順位 3 にリストされるのは、すぐにアクションが必要なわけではない子供のケースで、児童ポルノ画像は通常優先順位 3 である。
- ・ 児童搾取班のアナリストたちは、優先順位 1 から対応する。通報情報のうち、およそ 95% が児童ポルノ画像関連である。
- ・ 電子メールで通報を受け付けない理由の一つに、通報者が電子メールで通報した場合、児童ポルノ画像そのものも一緒に添付してくる可能性がある、という点が挙げられる。児童ポルノ画像を電子メールに添付して送信すると、その送信者は違法である児童ポルノ画像を所持して送信していることになってしまう。
- ・ ウェブフォーム上でも、一般の人は画像そのものを添付することはできない。しかし、ISP は違法画像でも添付・送信が可能である。なぜなら、法律によって、ISP は当該画像もレポートするように義務付けられているためである。
- ・ 寄せられた情報に基づいて、アナリストがそれぞれの内容を検索・確認する（URL を訪れてウェブサイトの内容を見る、電子メールアドレス情報から疑わしい人物の手がかりを探す

など)。情報は、多くの場合、インターネットを使って検索・確認する。あるいは、全米およそ 4,000 の法執行機関関係データベースなども検索する。その結果、違法と思われるケースがあれば、地方警察、州警察、郵便捜査員などしかるべき法執行機関に電話で直接連絡をとる。

#### ○ 違法判定の方法

- ・ 児童搾取班のアナリストが情報を実際に見て確認し、アナリストの経験・知識に基づいて、たとえば児童ポルノ画像が違法かどうかを判断する。しかし、法律的に最終的に違法か否かを判断するのは、法執行機関である。
- ・ 児童搾取班のアナリストは、法執行機関のためにスクリーニングを行っている。また、寄せられた情報をもとにリサーチし、さらなる付加情報も追加している。たとえば、寄せられたウェブサイトの内容はちょっと見ただけでは違法に見えないかもしれないが、隅々まで調べれば違法コンテンツが掲載されているかもしれない。全米中に 18,000 の法執行機関があり、およそ 80 万人の警察官がいる。それらすべての法執行機関あるいは警察官が、コンピュータの扱いに長けているわけでもなければ、こうした児童ポルノ画像について詳しいわけでもない。したがって、NCMEC の児童搾取班は、「われわれの専門知識に基づいて、これは違法画像であると判断できる」と法執行機関にアドバイスし、捜査へのきっかけを与えることになる。

## 2. 3 その他の機関（国内・国外）との連携

- 世界中のさまざまな組織からの通報が CyberTipline を通じて送られてきている。
- NCMEC 児童搾取班は、海外の法執行機関には情報を送ることができるが、法執行機関以外の組織に情報を提供することはできない。海外の法執行機関に情報を送ってほしいという依頼があれば、直接、その法執行機関に情報を提供できるが、送ってほしいと依頼してきた組織を通じてその法執行機関に情報を提供することはできない。NCMEC と同様の活動をしている海外組織とレポートの交換をすることもできない。NCMEC からの情報受取先は法執行機関のみと定められているためである。
- 国際刑事警察機構（Interpol）を通じて、海外の法執行機関に情報を提供することはない。Interpol を通じると、情報流通が遅れてしまうからである。たとえば、ここバージニア州の法執行機関がヨーロッパの国の法執行機関から情報を入手する必要があるとする。まず、バージニア州の NBC（National Center of Bureau）が、ワシントン D.C. の NBC にコンタクトする。次に、ワシントン D.C. の NBC から Interpol にコンタクトする。Interpol はしかるべきヨーロッパの国の法執行機関にコンタクトする。このようにいくつもの組織を通さなければ、最終的には目的とする機関に到達できない。それぞれの組織で、情報流通が遅れていくだろう。したがって、われわれは直接相手とコンタクトする。Interpol がわれわれに情報を送ってくることはある。
- サイバーエンジェルスとは、協力関係にはない。サイバーエンジェルスが NCMEC にレポートすることはあるか、あるいは、サイバーエンジェルスは直接米国の法執行機関にレポートしているのかについてはわからない。彼らは独自の方法でレポートしていると思われる。しかし、もし彼らが NCMEC に通報してくれば、一般の人からの通報情報への対応と同様に、彼らから

の通報情報にも対応する。何年か前に、サイバーエンジェルスの方から、互いのウェブサイトをリンクしようという申し出があったが断った。NCMEC のウェブサイトがどの組織にリンクされても問題ないが、NCMEC からサイバーエンジェルスを含む他の組織にリンクすることはないし、できない。

## 2. 4 データベースその他システムについて

- ハードウェア、ソフトウェア、開発費、トレーニング費等に、約 120 万ドルを費やしている。
- データベースおよびイメージサーバなどを有している（別途、システム構成図を電子メールで送付）。ストレージ・システムの容量はテラバイトである。現在の 4 倍までの容量に対応可能である。
- サーバを含むハードウェアは主に Sun Microsystems、ソフトウェア開発およびインプリメンテーションは主として Computer Associates (CA) が担当している。別の場所に、災害リカバリ・センターも設置している。
- 現在 NCMEC では、インターネットを通じて犠牲となったと特定された児童のイメージ・レポジトリを開発中である。95～99%のインターネット上のイメージ（児童）は特定不可能である。FBI は、「Victim Identification Library」を構築したがっているし、税関局も同様である。法執行機関は、なんとか犠牲となっている児童を特定したいと考えており、そのひとつの解決策が、いま NCMEC で開発中のイメージ・レポジトリである。現在のところ、NCMEC では 60 人程度の児童の画像を保持している。画像とともに、どの法執行機関が捜査中であるか（どの法執行機関がその児童を特定しているか）の情報も保持しているが、児童を特定する情報そのもの（名前など）は保持していない。このイメージ・レポジトリは、児童を特定するためのポイントとなるメカニズムである。最高裁判所は、児童ポルノ画像とされる画像内の児童と見えるその人物が明らかに本当の児童であると証明できない限りは、その画像は児童ポルノであるとは判断されない、としている。画像の中には、児童と見せかけて実際には大人が扮しているものや、作られた児童画像などもあり、本物の児童かどうかを証明するのは非常に困難である。したがって、この画像内の児童はたしかに児童であると証明するためにも、犠牲者であると特定された児童のデータベースが必要となっている。

## 2. 5 その他

### PR 方法

- 数年前の調査では、米国内のほんの数パーセントの人だけが NCMEC やホットラインの存在について知っていた。
- ひとつの方法として、Yahoo!、MSN、AOL、Lycos などの ISP のウェブサイトから CyberTipline へのリンクを張ってもらっている。
- 他の方法として、NCMEC がどのような活動をしているか、CyberTipline とは何かなどについて一般の人々にもっと知ってもらうためのキャンペーン基金を得つつある。
- もっと人々にわれわれの活動を知ってもらうことは、良い面もあり悪い面もある。米国の人口は現在 2 億 4,600 万人おり、子供 10 人のうち 9 人がインターネットに家からアクセスし、子供たちは平均週 5 時間コンピュータを使っている。誰も彼もが NCMEC にレポートしたら、非



常に大量の通報に対応しなければならないことになり、それはそれで問題となる。PR は非常に重要だが、通報情報の件数も重要な課題である。

- そのほか、児童（16 歳以下、連邦法）に猥褻コンテンツ（obscene materials）をメールで送りつける（スパム）のも違法である。NCMEC は、この問題に関するレポーティング・メカニズムにも取り組んでいる。送りつけるという意味は、添付ファイルあるいは電子メール本文内の URL にかかわらず、頼みもしないのに勝手に送る（unsolicited emails）という意味である。

### 3. ホットラインに係る米国の法制等の追加調査結果

#### 3. 1 ホットライン設立の根拠

NCMEC は「1984 年に議会により、行方不明の児童及び児童搾取についての報告を目的として設立された」とのことであるから、設立根拠となった法律はあると考えられる。

NCMEC の年間予算については、合衆国法典第 42 編第 5773 章で規定されている。2000～2003 会計年度の間、毎年 1000 万ドル（約 12 億円）の予算が割り当てられている。

#### 3. 2 ISP の措置履行に係る担保規定等

ISP は児童ポルノ画像を発見したら NCMEC へ通報する義務がある。根拠となる法律は、Protection of Children From Sexual Predators Act of 1998（原文 URL：[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=105\\_cong\\_public\\_laws&docid=f:publ314.105](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=105_cong_public_laws&docid=f:publ314.105)）の

タイトル X の Sec.604 である。同法は、合衆国法典第 42 編第 13032 章に反映されている。当初は、「電子通信サービス・プロバイダとリモートコンピューティング・サービス・プロバイダは、児童ポルノに関連した法律の違反が明白であるような事実または状況についての知識を得た場合、合理的に可能な限り速やかに、司法長官によって指定された法執行機関に対してそのような事実または状況についての通報を行わなければならない」と規定されていたが、1999 年の Public Law 106-113（原文 URL：[http://frwebgate.access.gpo.](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=106_cong_public_laws&docid=f:publ113.106)

[gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=106\\_cong\\_public\\_laws&docid=f:publ113.106](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=106_cong_public_laws&docid=f:publ113.106)）によって、「・・・合理的に可能な限り速やかに、NCMEC の Cyber Tip Line に対してそのような事実または状況についての通報を行わなければならない」と修正された。

初犯の場合は 5 万ドル以下の罰金、2 回目以降は 10 万ドル以下の罰金に処せられる。

#### 3. 3 有害コンテンツに対する措置勧告の種類とその根拠

NCMEC は有害コンテンツについては扱っていない。

以上